

り災証明

り災証明・り災届出証明書

問 税務課（内線 226）

市内で災害により住家などに被害を受けた人に「り災証明書」「り災届出証明書」の交付をします。12月27日（金）まで実施。

提出書類

- ①被災した家屋の写真
 - ・屋内外の浸水した深さなど被害状況がわかるもの（記録している場合）
 - ②本人確認書類（運転免許証など。法人の場合は社員証）
 - ③委任状（代理人が提出する場合）
- 交付↓現地調査↓交付（郵送）
手数料 無料
- ※り災証明により受けられる支援一覧など詳しくはホームページをご覧ください。



税の減免・徴収猶予

税の減免

問 税務課（内線 225）

被害が基準を超える場合、その程度に応じて住宅などの被害を受けた

人を対象に税を減免します。
対象税目

固定資産税、個人市県民税、国民健康保険税

申請方法

税務課に所定の申請書を提出
※り災証明の申請をした方は、現地調査の際に減免の調査を併せて行い対象となる場合はご案内します。

市税等の徴収猶予

問 税務課（内線 227）

災害により市税などの納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予が認められる場合があります。納期までにご相談ください。

医療・介護

後期高齢者医療保険料の減免

問 福祉課（内線 304）

全半壊、床上浸水の被害を受けた人は被害の程度により後期高齢者医療保険料を減免します。

申請方法

福祉課にある所定の申請書を提出

国保・後期高齢・介護の自己負担の免除

問 福祉課（国保・後期高齢）（内線 296）

問 高齢者支援課（介護）（内線 390）

次のいずれかに該当する人は、医療機関や介護サービス事業所の窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが不要になります。
（2020年1月末まで）

- ①住家が全半壊、床上浸水した人
 - ②主たる生計維持者が重篤な傷病を負った人
 - ③主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
 - ④主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い人
- ※入院・入所時の食費・住居費などはお支払いいただく必要があります。

介護保険料の減免

問 高齢者支援課（内線 390）

浸水被害を受けた65歳以上の人を対象に、住宅などの被害の程度により介護保険料を減免します。

申請方法

高齢者支援課にある所定の申請書を提出

子ども・就学

保育料等の減免

問 保育課（内線 292）

被害状況により、児童の保育料お

よび延長保育などの利用料を減免します。

申請方法

保育園または保育課にある申請書に記入し、在籍する保育園に提出

子育て支援ショートステイ事業

問 子育て課（内線 356）

浸水被害を受けた16歳未満の児童の保護者を対象に、養育が困難となり、一時的に宿泊を伴った施設への入所があった際に負担金を減免します。

子どもの相談

問 子ども相談室（内線 277）

災害により子どもの行動や心境など変化が出ている場合や子どもの問題に相談窓口をご利用ください。

就学援助

問 学校教育課（内線 419）

被災により就学が困難な状況となった児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費などを援助します。

申請方法

学校または学校教育課にある申請書を在籍する学校へ提出。

年金

国民年金保険料の納付相談

問 市民課（内線237）
問 長野北年金事務所

☎ 026-244-4100

国民年金保険料（第1号被保険者の保険料）について、災害などで大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、保険料の全額が免除される場合があります。

申請方法
市民課または年金事務所にある所定の申請書を提出

農業

農林漁業施設資金

問 農政課（内線253）

災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金を融資します。

対象
農林漁業を営む者、農協、農協連合会など

融資限度額
負担額の80%または1施設あたり300万円（特例あり）

融資期間
15年以内（うち据え置き期間は3年以内）

農林漁業セーフティネット資金

問 農政課（内線253）

問 日本政策金融公庫長野支店

☎ 026-233-2152

災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金を融資します。

対象

認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者、集落営農組織

融資限度額

一般600万円、（特認あり）年間経営費等の6/12以内

融資期間

10年以内（うち据え置き期間は3年以内）

住宅・生活

住宅に関する相談

問 都市計画課（内線273）

浸水被害を受けた市民を対象に、仮設住宅の入居・住宅の応急修理・障害物の除去に関する相談を受け付けています。

上下水道料金の一部減免

問 上下水道課（内線281）

床上、床下浸水の被害を受けた人や市内に避難している人の料金の一部を減免します。

「中野市すぐメール」にご登録ください

問 政策情報課 ☎ (22) 2111 (内線 402)

- 防災行政無線
- 防災・災害
- 市からのお知らせ



がうケーでもOK!

防災行政無線の放送内容や土砂災害警戒情報・地震情報・避難情報などの緊急防災情報、市からののお知らせをメールで受け取れる「中野市すぐメール」をご存じですか？

メールを受け取るためには、事前に登録する必要があります。皆さんの安心・安全のため、ぜひご登録ください。



◀登録用 QR コード

t-nakano@sg-m.jp

登録は簡単！

- 1 左のQRコードを読み取り、表示されたアドレスに空メールを送る。
※ QRコードを読み取れない方は、左のアドレスを直接打ち込んで送信してください。
- 2 「仮登録完了のお知らせ」メールが届いたら、表示されたURLを選択して本登録サイトにアクセスします。
利用規約をご確認いただき、「メール配信に同意する」ボタンを押します。
- 3 「どんな情報が必要か」「どこの地区の情報が必要か」選択して「次の画面に進む」ボタンを押します。
内容を確認し、「入力内容を登録する」ボタンを押します。「ご登録ありがとうございました」と表示されたら登録は完了です。